

不正軽油の使用・販売は犯罪です!!

土岐市内では、これまでに自動車用燃料に灯油や重油を混ぜた不正軽油の使用、販売事案が発生しています。不正軽油は、軽油引取税の脱税行為となるだけでなく、環境を害したり、火災を招く恐れがあります。

岐阜県では、県・市の環境部門、消防本部、警察署とともに不正軽油撲滅対策会議を設置し、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

市民の皆様におかれましては、この地域で不正軽油が使用(販売)されないよう、情報提供並びに軽油の抜き取り調査にご協力をお願いします。

次のような不正軽油の使用、販売が疑われる情報がありましたら、
「不正軽油110番」へ
その日時、場所等をお知らせください。

- 見知らぬ業者から安い燃料の巡回販売のチラシ・FAXが届いた。
- ダンプ、トラック等の排気ガスからの異臭がある。
- 近所で不審なタンクローリーを見かけた。など



TEL	
HP	
Email	

岐阜県総務部税務課/☎058-277-3973[直通] 東濃県税事務所総務課税課/☎0572-23-1111[内線251]
https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/index_21416.html
fuseikeiyu110@pref.gifu.lg.jp

